

# **2016.11.15 11月号 Vol. 44** (通巻689号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2 TEL. 03-3501-4791 FAX. 03-3502-0086 http://kurassist.jp E-mail:info@kurassist.jp

# Topics

# ◆ 220件に障害基礎年金の支払が遅延、原因は入力確認不十分

平成28年10月14日の年金支払日に、全国で220件に障害基礎年金が振り込まれなかったことがわかった。内訳は岡山県で212件、岐阜県で8件。支払われなかった分は10月18日に遅延して支払われた。日本年金機構は、この事態を受けて遅延者それぞれに電話と文書によりお詫びを行った。

日本年金機構では、原因について「障害基礎年金所得状況届の処理において、入力処理完了の確認が不十分であったため」とした。

# ◆ 風水害・震災等による被災者の対応を整備

平成28年10月21日、日本年金機構は、国内の相次ぐ天災に配慮し、天災等で被災し、年金保険料を納付することが著しく困難な場合は、申請により国民年金保険料については免除・猶予を、厚生年金保険料については猶予を受けることができることをあらためてホームページ上で更新して相談を受け付ける体制が整っていることを告示した。

下記の被災者について相談を受け付けている。

#### 【国民年金保険料の免除】

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けたとき。

⇒被災に伴い国民年金保険料の納付が困難な人は、保険料の特例免除、納付猶予、学生納付特例申請の相談を受け付けている。

## 【厚生年金保険料の猶予】

事務所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料(厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金)を一時に納付することができないと認められるとき

⇒被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業主は、納付の猶予の相談を受け付けている。

また、一部の年金(給付金)受給権者・受給資格者で所得により年金の一部または全部が支給停止となっている人については、申請により損害を受けた月から翌年7月まで支給停止を解除する。該当者は次のとおり。

- ・20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者(年金コード2650・6350)
- ・老齢福祉年金の受給権者
- ・特別障害給付金の受給資格者

なお、翌年7月に送付する所得状況届により前年の所得確認は行うが、前年の所得が所得制限等を超えていた場合には、損害を受けた月まで遡及して支給停止を行う。

そのほか、年金事務所では、上記以外にも、被災により保険料の納付書を紛失した人、年金証書や年金手帳を紛失した人、家屋の流失等により郵便物が届かない人、年金受給者である家族が行方不明または死亡した人などについても相談を受け付ける。

# ◆ 「事業所検索システム」が公開~厚年・健保適用事業所がわかる

平成28年10月31日、日本年金機構は厚生年金保険・健康保険適用事業所を検索できる「事業所検索システム」 (https://www.nenkin.go.jp/do/search\_section/) を公開した。

このシステムでは都道府県、事業所名称、事業所所在地、法人番号を入力することで厚生年金保険・健康保険の適用事業所を検索でき、さらに脱退した事業所(全喪事業所)\*1等の情報を、一覧で閲覧することができる。一覧には「特定適用事業所」\*2、「現存」、「全喪」(脱退)、「管轄年金事務所」が表示される。

事業所情報は毎月20日頃時点の情報が翌月第2営業日に更新される。 閲覧するための推奨ブラウザは、次のとおり。

#### (Windows)

Microsoft Internet Explorer 8以降 Firefox 13.0以降 Google Chrome 19.0以降



事業所検索システムの検索画面

#### (Macintosh)

Safari 5.1

- ※1 現存する適用事業所および直近24カ月以内に全喪した事業所の情報を検索することができる。
- ※2 同一事業主の適用事業所の被保険者数の合計が、常時500人を超える適用事業所のこと。

# ◆ 11月はねんきん月間

例年どおり、日本年金機構と厚生労働省は協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)を「年金の日」として位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行う。

「ねんきん月間」は、国民一人ひとりに公的年金制度を身近なものとして理解を深めてもらうことを目的としている。また、「年金の日」は「ねんきんネット」等の活用により自身の年金記録や年金受給見込み額を確認することでセカンドライフの生活設計に役立ててもらうことを目的としている。

日本年金機構では、「ねんきん月間」の期間中には全国各地に年金事 務所職員等を派遣して出張年金相談を行う。詳細は最寄りの年金事務 所まで。



厚生労働省の「年金の日」ポスター

# ◆ 平成28年8月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で57.7%

厚生労働省は平成28年10月28日、平成28年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

# 【平成26年度分(過年度2年目)の納付率】

平成26年度末からプラス7.2ポイントの70.3%であった。これは平成26年4月~平成27年3月分の保険料のうち、平成28年度8月末までに納付された月数の割合である。平成28年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達している。

# 【平成27年度分(過年度1年目)の納付率】

平成27年度末からプラス2.8ポイントの66.2%であった。これは平成27年4月~平成28年3月分の保険料のうち、平成28年8月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

## 【平成28年4月~平成28年7月分(現年度分)の納付率】

対前年同期比プラス1.1%の57.7%であった。平成28年度末時点の目標は、前年度実績から+1.0ポイントであった。

なお、平成28年4月~平成28年8月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が37,796件(前年同期比31,744件増)、督促状送付が8,970件(前年同期比6,984件増)、財産差押が5,321件(前年同期比3,388件増)であった。